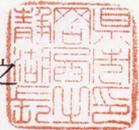


湖西市告示第 13 号

湖西市介護職員初任者研修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 月 23 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市介護職員初任者研修費補助金交付要綱の一部を
改正する要綱

湖西市介護職員初任者研修費補助金交付要綱（令和 2 年湖西市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

第 5 条第 4 号及び第 5 号を削り、同条第 6 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 6 条中「様式第 5 号」を「様式第 3 号」に改める。

第 7 条中「介護職員初任者研修費補助金請求書（様式第 6 号）」を「介護職員初任者研修費補助金交付請求書（様式第 4 号）」に改める。

様式第 1 号中「(4) 保護者の同意書（様式第 3 号）未成年の場合のみ」及び「(5) 市税納付状況調査同意書（様式第 4 号）又は市税の滞納がないことを証する書類」を削る。

様式第 3 号及び様式第 4 号を削り、様式第 5 号を様式第 3 号とする。

様式第 6 号中「㊟」を削り、同様式を様式第 4 号とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(湖西市要綱で定める様式における押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 湖西市要綱で定める様式における押印の取扱いの特例に関する要綱(令和 5 年湖西市告示第 158 号)の一部を次のように改正する。

別表湖西市介護職員初任者研修費補助金交付要綱(令和 2 年湖西市告示第 57 号)の項を削る。